

改正

平成17年12月22日条例第34号

平成21年3月27日条例第3号

平成25年3月27日条例第8号

平成25年3月27日条例第9号

平成27年9月28日条例第58号

平成28年3月28日条例第12号

伊丹市個人情報保護条例

伊丹市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和56年伊丹市条例第27号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 個人情報取扱事務の届出（第6条）

第3章 個人情報の取扱い（第7条—第16条）

第4章 開示，訂正及び利用停止

第1節 開示（第17条—第28条）

第2節 訂正（第29条—第34条）

第3節 利用停止（第35条—第39条）

第4節 審査請求（第40条—第42条）

第5章 雑則（第43条—第48条）

第6章 罰則（第49条—第53条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は，実施機関が保有する個人情報の開示，訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに，個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めることにより，個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長，選挙管理委員会，監査委員，農業委員会，公平委員会，固定資産評価審査委員会，教育委員会，消防長，公営企業管理者及び議会をいう。

(2) 個人情報 個人に関する情報であつて，特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ，それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し，又は収集した個人情報であつて，当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして，当該実施機関が保有しているものをいう。ただし，公文書（伊丹市情報公開条例（平成15年伊丹市条例第5号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(4) 保有特定個人情報 保有個人情報のうち，特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）であるものをいう。

(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は，この条例の目的を達成するため，個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は，その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは，個人情報の保護の重要性を認識し，個人の権利利益を侵害しないよう必要な措置を講ずるとともに，個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は，個人情報の保護の重要性を認識し，個人情報を適切に取り扱い，他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報取扱事務の届出

第6条 実施機関は，個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは，あらかじめ，市長に対し，次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称

- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - (3) 個人情報取扱事務の目的
 - (4) 個人情報の記録項目
 - (5) 個人情報の対象者の範囲
 - (6) 個人情報の主な収集先
 - (7) 第14条第2項の規定により経常的に個人情報を利用し、又は提供するときは、当該利用範囲又は提供先
 - (8) 第15条ただし書の規定により個人情報を提供するときは、当該提供先
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が規則で定める事項
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
- (1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務
 - (2) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報取扱事務
 - (3) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は収集する個人情報であって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- 4 市長は、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

第3章 個人情報の取扱い

(収集の制限)

- 第7条** 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
 - (3) 第14条第2項の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。
 - (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 伊丹市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年伊丹市条例第1号）第2条に規定する伊丹市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、

本人から収集することが個人情報取扱事務の目的達成に支障が生じる等のおそれがあると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに病歴、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために特に必要があると実施機関が認めるとき。

(個人情報の保有の制限等)

第8条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令等の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第9条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第51条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理

のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(事務処理の委託等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外の者に委託し、又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するものをいう。以下同じ。）に行わせようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第12条 第10条第2項の規定は、前条の規定により個人情報取扱事務を受託する実施機関以外の者（以下「個人情報取扱事務受託者」という。）又は個人情報取扱事務を行う指定管理者が、当該個人情報取扱事務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第13条 個人情報取扱事務に従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は個人情報取扱事務受託者若しくは指定管理者の行う個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限)

第14条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関が法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 他の実施機関、国又は他の地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個

人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第14条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために、保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の提供の制限)

第14条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

(オンライン結合による提供の制限)

第15条 実施機関は、オンライン結合（通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、実施機関以外の者に保有個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第16条 実施機関は、第14条第2項第3号若しくは第5号又は前条ただし書の規定に基づき、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を実施機関以外の者に対して提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるもの

とする。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第17条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(開示請求の手続)

第18条 前条の規定による開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は委任による代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、第1項の規定により開示請求書を提出した者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第17条第2項の規定により未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。

次号及び第3号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。)の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員の氏名に係る部分を開示することにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に害すると認められる場合にあつては、当該部分を除く。)

(3) 法人その他の団体(市、国及び他の地方公共団体を除く。本号及び次号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で法人等又は個人から任意に提供された情報であつて、当該法人等又は当該個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、その他公共の安全の確保又は秩序の維持に支障が生じると認められる情報

(6) 市並びに国及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特

定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるなど、公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生じると認められるもの。ただし、意思形成の基礎となった事実に関する情報を除く。

(7) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 法令等の定めるところにより、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により、開示することができないと認められる情報

(部分開示)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている部分がある場合において、当該部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いて、保有個人情報の開示を行わなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個

人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第22条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。

(開示決定等)

第23条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第9条第2号及び第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条第1項の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第24条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については同項の規定により延長した期間を更に30日以内に限り再延長することができ、当該再延長した期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、第1項の期間内に、こ

の項を適用する旨、その理由及び残りの保有個人情報について開示決定等をする期限を書面により通知しなければならない。

- 4 実施機関が、第1項に規定する期間内（前2項の規定により当該期間が延長され、又は再延長された場合にあつては、当該延長後の期間内又は再延長後の期間内）に開示決定等を行わないときは、開示請求者は、保有個人情報の開示をしないことの決定が行われたものとみなすことができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第25条 開示請求に係る保有個人情報に市、国等及び開示請求者以外の者（以下この条、第41条及び第42条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第23条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与なければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第19条第2号ア又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第21条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第40条の2第1項及び第41条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第26条 実施機関は、開示決定を行ったときは、速やかに、開示請求者に対し、当該保有個人情報の開示を行わなければならない。

2 前項の開示は、当該保有個人情報記録されている公文書の閲覧又はその写しの交付（電磁的記録にあつては、これらに相当する行為）による。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、閲覧の方法による開示にあつては、保有個人情報が記録された公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該保有個人情報が記録された公文書を複写したものを閲覧に供することができる。

（簡易な手続による開示）

第27条 実施機関があらかじめ開示することと定めた保有個人情報については、本人が開示請求をするときに限り、第18条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 前項の規定により開示請求をしようとする者は、第18条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により開示請求があつたときは、第23条及び第24条の規定にかかわらず、直ちに保有個人情報の開示をしなければならない。この場合において、当該保有個人情報の開示の方法は、前条の規定にかかわらず、実施機関が定める方法によるものとする。

（手数料等）

第28条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 前2条の規定により保有個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第29条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に限る。第35条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。

（訂正請求の手続）

第30条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「訂正請求書」と

いう。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をしようとする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は委任による代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第31条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正決定等）

第32条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするとき又は訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第33条 前条の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内に行なければならない。ただし、第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

4 実施機関が、第1項に規定する期間内（第2項の規定により当該期間が延長され、又は前項の規定により期限が定められた場合にあつては、当該延長後の期間内又は当該定められた期限内）に訂正決定等を行わないときは、訂正請求者は、保有個人情報の訂正をしないことの決定が行われたものとみなすことができる。

(保有個人情報の提供先への通知)

第34条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第35条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に収集されたものでないとき。

イ 第8条第2項の規定に違反して保有されているとき。

ウ 第14条第1項及び第2項又は第14条の2の規定に違反して利用されているとき。

エ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

オ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

(2) 第14条第1項及び第2項又は第14条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第36条 利用停止請求をしようする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用停止請求

書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は委任による代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第37条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止決定等）

第38条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするとき又は利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第39条 前条の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第36条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわら

ず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

4 実施機関が、第1項に規定する期間内（第2項の規定により当該期間が延長され、又は前項の規定により期限が定められた場合にあつては、当該延長後の期間内又は当該定められた期限内）に利用停止決定等を行わないときは、利用停止請求者は、保有個人情報の利用停止をしないことの決定が行われたものとみなすことができる。

第4節 審査請求

(審査請求)

第40条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（第24条第4項、第33条第4項又は前条第4項の規定により決定が行われたものとみなす場合を含む。）について不服のある者は、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第40条の2 前条第1項の規定による審査請求があつたときは、当該審査請求に係る裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているとき及び行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書において反対する旨の意見が述べられているときを除く。

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定による諮問は、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他

の物件のうち規則で定めるものを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第41条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第42条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

(他制度との調整等)

第43条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
 - (2) 統計調査条例（平成20年兵庫県条例第49号）第2条第1項に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
 - (3) 伊丹市立図書館その他の市の機関において、市民の利用に供することを目的として管理している図書、図画等に記録されている個人情報
- 2 法令又は他の条例の規定により保有個人情報の開示（保有特定個人情報の開示を除く。）を受け、又は訂正若しくは利用停止等を求めることができるときは、当該法令又は他の条例の定めるところによる。
- 3 法令、他の条例又は実施機関の定める規程により保有個人情報の内容が証明書、通知書その他

の書類に記載され、これらが既に保有個人情報の本人に交付されている場合には、これらの保有個人情報を開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報とみなして、第29条第1項又は第35条第1項の規定を適用する。

(苦情処理)

第44条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(運用状況の公表)

第45条 市長は、毎年度、各実施機関の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(出資法人の個人情報保護)

第46条 市が出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の目的に則し個人情報の保護を行うため必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項に規定する必要な措置を講じるよう指導に努めなければならない。

(国等との協力)

第47条 市長は、個人情報の取扱いに関して、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体からの協力の求めに応じるものとする。

(委任)

第48条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第49条 実施機関の職員若しくは職員であった者、個人情報取扱事務受託者が受託した業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の行う公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報（指定管理者にあっては、指定管理者の行う公の施設の管理業務に従事している者が業務上作成し、又は収集した個人情報であって、当該管理業務に従事している者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。以下この条及び次条において同じ。）を含む情報の集合物であって、個人情報取扱事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に

処する。

第50条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第51条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第52条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第53条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の伊丹市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき、実施機関が個人情報の電子計算組織に係る事務を行っている場合は、この条例に規定する手続により行われているものとみなす。ただし、第6条の規定については、この限りでない。

3 この条例の施行の際現に実施機関が個人情報を取り扱っている事務についての第6条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、この条例の施行後遅滞なく」とする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第11条の規定により行われている個人情報の開示に係る手続又は旧条例第12条の規定により行われている個人情報の訂正に係る手続については、なお従前の例による。

付 則（平成17年12月22日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年3月27日条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月27日条例第8号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年 3 月27日 条例第 9 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（伊丹市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 公有地の拡大の推進に関する法律第22条の2の規定によりなお存続するものとみなされる伊丹市土地開発公社の保有個人情報（伊丹市個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）に係る開示及び不服申立ての手続については、同公社の清算が終了するまでの間は、なお従前の例による。
- 6 第2条の規定による改正前の伊丹市個人情報保護条例（次項において「改正前の個人情報保護条例」という。）の規定（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。次項において同じ。）により伊丹市土地開発公社がした処分は、同公社の清算が終了した後は、第2条の規定による改正後の伊丹市個人情報保護条例（次項において「改正後の個人情報保護条例」という。）の規定により市長がした処分とみなす。
- 7 伊丹市土地開発公社の清算が終了した際現に改正前の個人情報保護条例の規定により同公社に対してなされている保有個人情報の開示の請求又は不服申立てについては、改正後の個人情報保護条例の相当規定により市長に対してなされた保有個人情報の開示の請求又は不服申立てとみなす。

付 則（平成27年 9 月28日 条例第58号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日（平成27年10月5日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第2条の規定 番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）
- （2） 第3条の規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

付 則（平成28年 3 月28日 条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分についての不服申立てであって、この条例の施行の日前にされた行政庁の処分については、なお従前の例による。